

職業紹介事業報告書の提出方法等について

1 報告方法

職業紹介事業者は、毎年4月30日までに、令和6年4月1日から令和7年3月31までの間における職業紹介事業を行う全ての事業所ごとの職業紹介事業の状況を報告書にまとめ、正本1部及びその写し2部を作成し、事業主管轄労働局に提出してください。

郵送、来局いずれも可能です。控えの返却まで数か月お時間をいただく場合があります。予めご了承ください。

2 記載時の注意点

(1) 各事業者におかれては、様式記載要領及び同封の資料を参照してください。

(2) 様式について、令和6年1月1日から改正されています。令和6年度分（令和7年4月提出）の報告については改正後の新様式により提出してください。

(3) 取扱業務等の区分

取扱業務等の区分は、令和5年度（令和6年4月提出）分の報告書からは改訂後、厚生労働省職業分類（令和4年版）における001から099の中分類の区分により記載してください。

また、公共職業安定所等では、令和5年3月20日から改訂後の職業分類番号に変換されます。

ただし、以下の区分については、中分類とは別にそれぞれについて記載してください。

新分類	
a	家政婦（夫）
b	マネキン
c	調理士
d	芸能家
e	配せん人
f	モデル
g	医師（歯科医師・獣医師は除く）
h	保育士
i	特定技能の在留資格に係る職業紹介

なお、求職について、一人の求職者の希望業務が複数ある場合には、求職者の希望順位が最も高い業務が属する「取扱業務等の区分」のみに計上してください。

(4) 平成31年度分から追記された項目の注意点

- ・期間の定めのない労働契約を締結した者の離職状況

職業紹介の結果採用され、期間の定めのない労働契約を締結した者（以下、「無期雇用就職者」という。）の離職状況について、令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に就職した者に関する状況（※）を報告する必要があります。

※無期雇用就職者の離職状況については、当該無期雇用就職者に係る雇用主に対し調査した上で6カ月以内に離職した人数を報告する必要があります。また、6箇月以内に離職したか、離職時期・離職理由が不明である場合は不明欄に計上して下さい。ただし、職業紹介事業者が返戻金制度を設けている場合は、これに代えて、返戻金制度に基づき手数料を返金した人数を報告することができます。

・返戻金制度の有無

紹介により就職した者が早期に離職した場合の紹介手数料の全部又は一部をその雇用主に返戻する制度をいいます。返戻金制度導入の有無、設けている場合は返戻金制度の概要について報告する必要があります。（記載例に例文を掲載）。

また紹介実績がなく制度がない場合も「無」を記載してください。

・職業紹介業務に従事する者への教育

職業紹介業務に従事する者に対して行った教育についても報告が必要となります。職業紹介責任者が実施した職業紹介業務に従事する従業員に対して「職業紹介に関する教育内容」を記載して下さい。実施した時間・日数等の定めはありません。別紙の添付でも可です。（記載例に例文を掲載）。

なお、職業紹介責任者のみで職業紹介事業を行っており、他に従事する従業員がいない場合は記載不要です。

職業紹介業務に従事する者とは、職業紹介責任者が管理すべき以下の業務に従事する者が該当します。

- ①求人者又は求職者から申し出を受けた苦情の処理の業務
- ②求人者の個人情報（職業紹介に係るものに限る。）及び求職者の個人情報の管理の業務
- ③求人及び求職の申込みの受理、求人者及び求職者に対する助言及び指導その他職業紹介事業の運営及び改善の業務
- ④職業安定機関との連絡調整の業務

(5) その他

①同一事業主の複数事業所における求人の受理

一の求人について、複数の事業所を有する事業主で受理した場合、複数の事業所においてその求人を取扱ったとしても、求人数は一とします。

②業務提携を結んだ場合の取扱い

職業紹介事業者間の業務提携を行っている場合、職業紹介行為を一貫して行うのは、あつせんを行う職業紹介事業者のみであるため、就職件数は実際にあつせんを行った職業紹介事業者が報告し、自らあつせんを行わず、当該求人又は求職を他の職業紹介事業者に提供した職業紹介事業者は報告に計上しないでください。

また、これによる手数料収入の報告についても、現にあつせんを行った職業紹介事業者のみがその総額を報告に計上することとし、情報の提供を行った職業紹介事業者は報告に計上しないようにしてください。別紙にてQ&Aにも記載がありますのでご確認ください。

<問合せ先>

徳島労働局職業安定部需給調整事業室
職業紹介事業報告書担当者

Tel 088-611-5386